

国際間の科学技術協力と研究の自由について（声明）

－日米科学技術協力協定の改定に当たって－

昭和63年4月21日
第104回総会

最近、日米両国政府間で大筋が合意された「日米科学技術協力協定」の改定について、目下伝えられる内容に関しては憂慮すべき点が少なくない。

日本学術会議は、第79回総会（昭和55年）において「科学者憲章」（声明）を、また、第34回総会（昭和36年）において「科学の国際協力についての日本学術会議の見解」を採択し、科学者の責務と学術の国際交流に当たっての基本的な原則を明らかにした。

すなわち、科学者憲章では次の5項目を順守することを宣言している。

- 1 自己の研究の意義と目的を自覚し、人類の福祉と世界の平和に貢献する。
- 2 学問の自由を擁護し、研究における創意を尊重する。
- 3 諸科学の調和ある発展を重んじ、科学の精神と知識の普及を図る。
- 4 科学の無視と乱用を警戒し、それらの危険を排除するよう努力する。
- 5 科学の国際性を重んじ、世界の科学者との交流に努める。

また、国際協力について以下の5原則に則るべき旨を表明している。

- 1 平和への貢献を目的とすべきこと。
- 2 全世界的であるべきこと。
- 3 自主性を重んずべきこと。
- 4 科学者の間で対等に行われるべきこと。
- 5 成果は公開されるべきこと。

われわれは、これらの諸原則を再確認するものである。

二国間の学術交流は、相手国の固有の事情があるにしても、上述の日本学術会議が宣言した全世界的な学術交流の原則と相容れない内容を含むものであってはならない。全世界的立場と個別の二国間協定の立場とには差異がありうるにせよ、いかなる場合にも自由な研究交流、成果の公開といった基本原則はかたく守られなければならないと考える。

今回の「日米科学技術協力協定」の改定は「安全保障」、「知的所有権」の問題を包含すると伝えられているが、このことによって科学者の研究・発表の自由、科学者の身分保障などが実質的に制約される恐れがある。したがって、協定の具体的な内容の決定に当たっては、慎重な配慮が必要である。

われわれは、「日米科学技術協力協定」の改定に当たって、本会議が明らかにしてきた上述の諸原則の精神を最大限に尊重することを強く要望するものである。

この種の科学技術協力に関する国際的取組めについては、事前に広く科学者の意見を聴取すべきものであると考える。